

取締役の第三者に対する責任

(名古屋市北生涯学習センター講座)

2020. 11. 19

服部育生

1 会社法429条1項の趣旨

- (1) 役員等が職務を行うについて悪意・重過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う(429条1項)。
- (2) 最判昭44・11・26による本条の理解
 - ①不法行為とは独立の責任
 - ②会社に対する任務懈怠につき悪意・重過失があれば、第三者に対する加害行為について悪意・重過失がなくても、本条の適用がある。
 - ③任務懈怠と第三者の損害との間に因果関係が存する限り、間接礎損害(任務懈怠により会社に損害が生じ、ひいて第三者に生じた損害)であると直接損害(任務懈怠により直接第三者に生じた損害)であるとを問わない。
- (3) 松田裁判官の少数意見
 - ①取締役が第三者に対して、悪意・重過失の不法行為を行った場合のみ、本条の責任を負う。
 - ②直接損害に限定される。
- (4) 要件
 - ①取締役に任務懈怠があること
 - ②任務懈怠につき取締役に悪意・重過失があること
 - ③第三者に損害が生じたこと
 - ④損害と任務懈怠との間に相当因果関係があること

2 間接損害のケース

- (1) 取締役は会社に対して任務懈怠責任(会423条)を負っているから、第三者(債権者)は債権者代位権(民423条)により、自己への損害賠償の直接請求をすれば足りる?
- (2) 第三者が株主の場合には、株主代表訴訟で任務懈怠責任を追及すれば足りる?
- (3) 大阪地判平8・2・28
取締役Tの任務懈怠 → 会社Gに損害発生 → 会社債権者Pが債権回収不能 → Tの対P責任(429条1項)あり。
- (4) 最判昭48・5・22
代表取締役Dの独断専行(取締役会の不開催) → 会社Gに損害発生 → 会社債権者Pは他の取締役Tの監視義務懈怠を理由に、Tの責任(429条1項)を追及可。
- (5) 株主の間接損害は株主代表訴訟による(原則)。
会社の損害回復により、株主の間接損害も回復。

- (6) 閉鎖型の会社において、支配株主である取締役が任務懈怠 → 429条1項の利用可(例外)。東京高判平17・1・18(傍論)
支配株主でもある取締役(オーナー経営者)Tが任務懈怠 → 少数株主Sが株主代表訴訟で勝訴 → Tの支配下にある会社に賠償されても、Sにとって実質的な救済にはならないから。

3 直接損害のケース

- (1) 倒産に瀕した会社Gの代表取締役Dが第三者Kとの間で履行見込みのない取引(Kから商品を仕入れる、Kから資金を借入れる)を行う → Kには、債権の回収不能による損害が発生 → Dは429条1項の責任を負う(福岡高宮崎支判平11・5・14)。取引自体はGを害していない以上、DはGに対して任務を懈怠したといえるのか？
- (2) 上記(1)では、Dのみならず、他の取締役Tについても監視義務違反(悪意・重過失)で429条1項の責任あり(大阪高判平26・12・19)。
- (3) 買収対象G社のTが、買収者Hとの間で不利な買収条件で合意してしまい、不当に廉価な買収を成立させてG社の株主Sが損害を被る → Tの対S責任(429条1項)あり。
- (4) 株価が3200円であるG社のTが、株主総会の特別決議を経ずに、1株600円で大量の新株発行 → 株価が大幅に下落。 → 株主Sに保有株式の希釈化による直接損害が発生 → Tの対S責任あり(東京地判平4・9・1)。
- (5) 上記(4)で、有利発行によりG社に損害発生と考える(1株で3200円調達できたはずであるのに600円しか調達していない)ならば、Sは株主代表訴訟提起も可(東京地判平12・7・27)。

4 会社法429条1項による責任を負う者の範囲

- (1) 名目的取締役(職務を行っていない)といえども、適法な手続を経て取締役に就任しているので、監視義務を含め取締役の義務を負う。
- (2) 名目的取締役の任務懈怠と第三者(債権者P・株主S)の損害との間に因果関係なしとして、責任が否定されることもある(東京高判昭57・3・31)。
名目的取締役は無報酬であることが多く、その責任を厳格に問うことは酷であるとの考慮。
- (3) 故意・過失により不実事項を登記した者(登記申請主体G社)は、それが不実であることをもって、善意の第三者に対抗できない(会908条2項)。
- (4) 登記簿上の取締役T₁は、不実登記の出現に加功した者として、908条2項の類推適用を受ける → T₁は登記の不実(自分は実際には取締役に就任していないこと)を善意の第三者(P・S)に対抗できない。 →
T₁はP・Sに429条1項の責任を負う(最判昭47・6・15)。
- (5) 退任取締役T₂が、G社の不実登記残存(T₂の退任登記を申請しない)につき明示的な承諾を与えていたならば、908条2項の類推適用あり(最判昭62・4・16)。
しかしT₂が不実登記の残存を知らず、又は過失により知らずにこれを放置していただけならば、T₂は責任を負わない。G社が登記申請を怠っている場合に、それを積極的に

是正することまでT₂に求めるのは酷。

- (6) 取締役就任しておらず、取締役として登記もされていないが、事実上、取締役として会社の業務執行を行っている ⇒ 事実上の取締役 (T₃)
- (7) 事実上の取締役T₃が第三者 (P・S) に対して429条1項の責任を負うケース
 - ① T₃がG社の重要事項について自ら決定し、代表取締役Dに指示する等、実質的な経営者としてふるまう (東京地判平2・9・3)。
 - ② T₃が会社財産を管理し、すべての役員・従業員が、あたかもT₃の部下のような存在である (名古屋地判平22・5・14)。

5 虚偽記載等による責任 (429条2項)

- (1) G社の取締役Tが計算書類に虚偽記載 (粉飾決算) → B銀行はG社の財務状況を良好と誤信してG社に多額の融資 → Tは、Bに対して、融資の回収不能による損害を賠償する責任 (429条2項1号ロ、東京地判平19・11・28)。
- (2) 会計監査人Cは、G社の計算書類が適正とする会計監査報告を作成 → B銀行は会計監査報告を信頼してG社に融資 → G社倒産 → Cは429条2項4号によりBに対して責任を負う → 但し、Cが注意を怠らなかったことを証明すれば、この限りでない (429条2項)。 → 前掲東京地判平19・11・28でCは公認会計士協会作成の実務指針に準拠して会計監査を実施 → Cの責任を否定。
- (3) 取締役Tが虚偽記載した場合でも、当該虚偽記載と第三者の損害との間に相当因果関係が認められなければ、Tの責任は否定される (東京地判平17・6・27)。

6 親会社代表取締役の第三者に対する責任

B社はA社の完全子会社である。TはA社代表取締役であり、B社の監査役でもある。B社の代表取締役Fは、Pから大量の商品を仕入れている。

B社が倒産し、PはB社に対する債権が回収不能になった。Pは、TがB社の事実上の取締役に該当すると主張し、Tに対して、取締役の監視義務違反に基づく、対第三者責任 (429条1項) を追及した。

京都地判平4・2・5

Tは、親会社Aの代表取締役として、またB社の実質的所有者として、B社の業務執行を継続的に行い、B社を支配しており、B社の「事実上の取締役」に当たり、取締役の第三者 (債権者P) に対する責任を負う。

TはB社の業務執行を事実上行っていたといえるか?

「事実上の取締役」の監視義務違反?

第1 働き方改革法案の施行の概要

- 1 ポイントⅠ 労働時間法制の見直し
- 2 ポイントⅡ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

第2 なぜいま働き方改革か

1 大前提としての労働法とは

(1) 労働契約の原則は民法

不都合 労働市場は使用者側が優位
労働 人間の労働力を対価とする性質
→いのち、健康を害する可能性がある

(2) 労働法

労働基準法 最低限を定める
労働安全衛生法 健康に配慮
労働組合法 団結権を保障
労働契約法 労働契約の修正 例えば解雇制限、同一労働同一賃金など
労働者派遣法

2 現在の労働実態

(1) 長時間労働

【資料1、2】

正社員の一般労働者の総実労働時間は平成21年を除き、2,000時間を超えている。

(2) 非正規雇用の拡大

20,36万人 37.3パーセント 【資料3、資料4】

1990年ころ 20%

1997年 金融・証券不況 2000年 IT不況 急速に増加

低収入労働者の増加【資料5】参照

「格差社会」「ワーキングプア」

雇用に不安定さ

「フリーター」の増加

3 現在の労働実態の社会に及ぼしている影響

(1) 健康、生命への被害 (過労死・過労自殺)

過労死、過労自殺の実態【中日新聞記事3通・高橋さん手記】

(2) 少子化、貧困・格差社会

★労働法制の在り方は社会のあり方に直結する

第3 働き方改革 第一の柱 労働時間の見直し

1 目的

2 内容

- (1) 残業時間の上限を規制する
- (2) 「勤務間インターバル」制度の導入を促す
- (3) 月60時間を越える残業は、割増賃金を引き上げる
- (4) 労働時間の状況を客観的に把握するように、企業に義務づける
- (5) 「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充
- (6) 「高度プロフェッショナル制度」を新設

2 残業時間の上限を規制する

(1) 大改革となった問題の所在

ア 労働基準法の原則は1日8時間 1週間40時間【資料6】

それ以上は働いてはいけない

(趣旨) 健康のため

イ 原則だけだと不都合

労働者 もっと収入を得たい

使用者 もう少し働いてもらう方が、人を増やすより都合がよい

→36協定+割増賃金

時間外 1. 2. 5 休日 1. 3. 5 深夜1. 2. 5

(趣旨) ① 使用者に割増賃金を支払わせることによって時間外労働等を抑制し
する

② 通常の労働時間又は労働日に付加された特別な労働なのでそれ
対しては一定の補償をさせる。

ウ 例外を設けたら不都合になった

36協定 例外の規制が緩い

長時間労働による過労、健康被害、離職、過労死、過労自殺

社会問題

(2) 見直しの概要【資料7】

法律で残業時間の上限を定め、これを越える残業はできなくなる。

原則 月45時間

年360時間

臨時的な事情があって労使が合意する場合

年720時間

複数月平均80時間以内 休日労働含む

月100時間未満 (ワ休日労働を含む)

45時間を超えることができるのは年間6か月まで

- (3) 守らないと
適正な 36 協定
時間の管理
守らないときには罰則（6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金）の可能性が
ある。

- (4) 時期
大企業 2019 年から
中小企業 2020 年から
医師、建設業、自動車運転 2024 年から

3 「勤務インターバル」制度の導入を促す【資料 8 上段】

- (1) 制度の概要
1 日の勤務終了後翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）
を確保する制度

- (2) 問題点
努力義務にとどまっている

4 年 5 日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づける【資料 8 下段】

- (1) 有給休暇 法定付与日数

勤続年数	6 か月	1 年 6 か 月	2 年 6 か 月	3 年 6 か 月	4 年 6 か 月	5 年 6 か 月	6 年 6 か 月
年次有給 休暇付与 日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

（趣旨）労働者の健康で文化的生活に資するために、労働者に対し、休日のほかに毎年
一定日数の休暇を有給で保障する制度

- (2) 年次有給休暇の取得率、付与日数、取得日数の推移【資料 9】

- (3) 制度概要【資料 8 下段】

5 月 60 時間をこえる残業は、割増賃金を引き上げる【資料 10】

- (1) 割増賃金の趣旨
 - ① 使用者に割増賃金を支払わせることによって時間外労働等を抑制しする
 - ② 通常の労働時間又は労働日に付加された特別な労働なのでそれに対しては一定
の補償をさせる。
- (2) 月 60 時間を超える場合の割増賃金引き上げの趣旨

特に長い長時間労働を抑制するため

(中小企業には適用しない 中小企業 出資の総額 3 億円以下 従業員 300 人以下) →これを撤廃

(3) 時期

2023 年から

6 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づける【資料 11】

(1) 全ての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づける

c f 今まで 裁量労働制の適用者 管理監督者

(2) 趣旨

健康被害を未然に防止

(3) 効果

結果的に労災、企業責任に追及の証拠も残ることになる。

7 『フレックスタイム制の拡充』【資料 11】

8 「高度プロフェッショナル制度」の導入【資料 12】

(1) 制度概要 【資料 12】

(2) 問題点

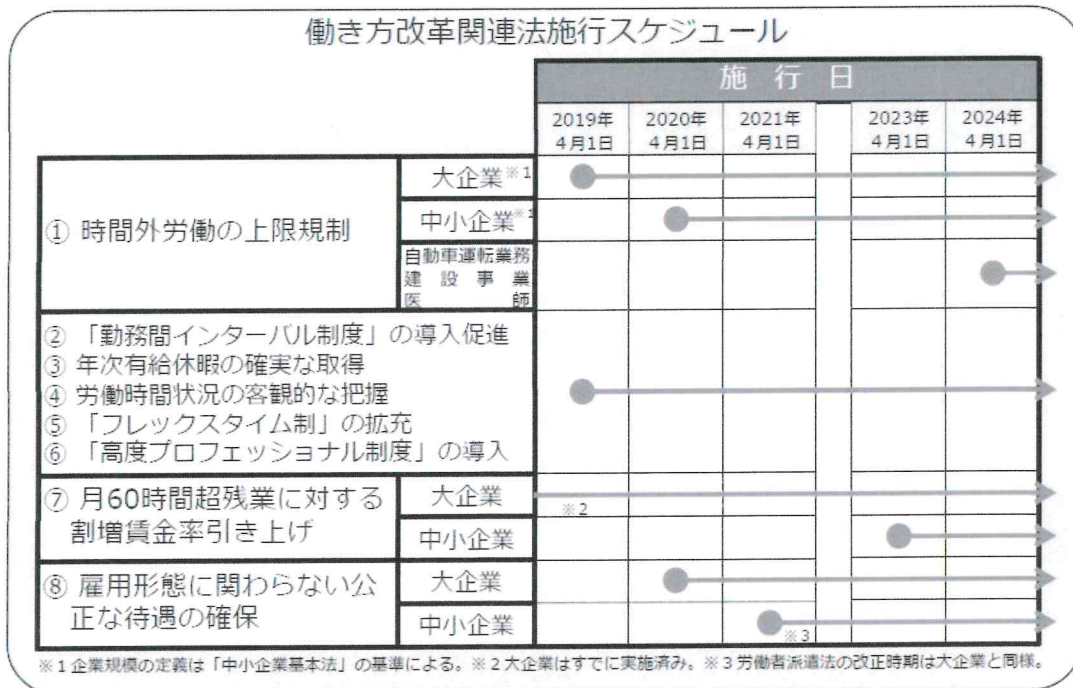
「長時間労働を助長しかねないと、多くの懸念や不安の声がある制度だ。緊急性の高い政策と抱き合わせで拙速に進めることは許されない。切り離して、働き過ぎを防ぐ手立てや制度の悪用を防ぐ方策を、しっかりと議論するべきである。政府・与党に再考を求める。」【朝日新聞 2018 年 4 月 7 日社説】【資料 13】

第 4 働き方改革 第二の柱 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
【資料 14】

(趣旨) 非正規社員の不合理な待遇差別の解消

第 5 法律施行のスケジュール

(次のページへ)



第6 働き方改革の行方

本当に労働時間の規制は進むのか？

過労死等の現状【資料15】

コロナの時代の労働時間

第7 労働の法律問題を巡るトラブル

1 残業代を支払ってもらえない

- (1) 残業代とは
- (2) 残業代の計算
- (3) 問題になる事例
 - 名ばかり管理職
 - 固定残業代
- (4) 請求の方法
 - 労働基準監督署の指導
 - 法的手続

2 解雇された。雇止めされた。

(1) (普通) 解雇

労働契約法第16条「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」

(2) 懲戒解雇

労働契約法第15条は「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。」

(3) 争う方法

交渉

弁護士に依頼

労働審判

民事裁判

3 過労やハラスメントで精神障害（うつ病）になった

(1) 労災制度

労災保険制度

(2) 損害賠償請求

(3) 方法

ご自身で労災申請をする方法

弁護士に相談する

相談の方法 労働基準監督署

専門家 弁護士等

4 権利行使をすることで、法律を実現することになる。

たとえば、解雇を巡る論争

労働者側 生活を安定させるために解雇は制限する方向

使用者側 会社の経営を安定させるために解雇を緩やかに許される方向

例えば金銭解決制度

★労働法制の在り方は社会のあり方に直結する

↓

★権利行使が労働法制の在り方を変える。→ 社会の在り方を変える。

大改正相続法について

愛知学院大学特別教授
弁護士 國田 武二郎

第1 相続が、争族になる背景と悲しい現実

法定相続の功罪。親族関係の希薄化。背後にいる配偶者の影響力等

第2 改正相続法における配偶者居住権について

- 1 平成30年7月6日、改正相続法が成立し、同月13日に公布され、既に、施行されています。今回の改正法は、高齢化社会の進展等の社会経済情勢の変化を前提にして、①相続が開始した場合の配偶者の居住確保、②遺産分割前の預貯金債権の行使、③自筆証書遺言の方式の緩和、④遺留分減殺請求権の金銭債権化などです。いずれも重要な法改正で、理解しておく必要があるもので、順次、説明したいと思います。

第3 配偶者居住権について（2020年4月1日から施行）

- 1 配偶者の居住権を保護すべく、「配偶者居住権」を新設しました。これは、生存者配偶者（多くは、妻）の「終の棲家」を権利として確保しようとするものです。かかる生存配偶者は、多くは高齢者であり、長年住み慣れた「我が家」に最期まで住み続けたいという希望が強いのが通例であり、また、高齢者が新たな地に引っ越して新しい生活を始めるのは肉体的、精神的に大きな負担です。他方、相続人が複数いて、遺言もない場合、それぞれの法定相続分に従って相続財産を承継することになりますが、居住していた建物をまるまる生存配偶者のものにするためには、きちんとした遺産分割をしなければなりません。遺産分割協議の結果、建物や敷地を単独所有できればいいのですが、親子関係等がうまくいかず、その結果、他の相続人と共有になると、いつかは出ていかなければならないかもしれないという不安定な状況に置かれ、また、自分の持ち分を超える部分は使用料（賃料）を払わなければいけなくなる等の問題が生じます。
- 2 そこで、改正法は、被相続人の死亡後の配偶者の生活の維持のため、配偶者がそのまま建物に住み続けられることを確保するための新たな制度を設けました。具体的には、被相続人が配偶者に建物に引き続き住んで欲しいという意思を明確にした場合や、相続人が遺産分割で配偶者に居住権を認めた場合に成立する「配偶者居住権」です。
- 3 住み慣れた自宅にそのまま居続けながら、遺産分割時にお金も受け取れるようになったということです。具体的に述べると、亡くなった夫が、3000万円の自宅と2000万円の預貯金を残したとします。相続人は、妻と長男のみとして、妻と長男の相続分は、2分の1の各2500万円となります。妻は残された自宅を住みたいと思いますが、自宅を相続すると、預貯金は1円ももらえず、さらに、長男に500万円を支払わなければなりません。現金が用意できなければ、家を売らねばなりません。それが今までの相続法でした。しかし、改正法で、妻が「配偶者居住権」を主張した場合、自宅は、**居住権と所有権**に分けられ、妻は自宅の1500万円分の居住権を、長男は1500万円の所有権を、それぞれ相続します。それによって、妻は自宅に住み続けられるうえ、現金1000万円も相続できることとなります。

問題は、居住権の価値評価ですが、夫の死亡時における妻の年齢を基に、平均余命から

計算されます。配偶者の年齢が低ければ平均寿命が長くなるので、居住権の価値は高くなります。例えば、夫の死亡時の妻の年齢が50歳であれば、平均余命は38年として、居住権の価値は所有権より高くなります。

仮に、自宅を3000万円とした場合の妻の居住権の価値は下記の表になります。

妻の年齢	平均余命	妻が得る移住権の価値	所有権の価値
50歳	38年	2025万円	975万円
55歳	34年	1902万円	1098万円
60歳	29年	1728万円	1272万円
65歳	25年	1566万円	1434万円
70歳	20年	1338万円	1662万円
75歳	16年	1131万円	1869万円
80歳	12年	897万円	2103万円
85歳	8年	633万円	2367万円
90歳	6年	489万円	2511万円

妻の年齢が高いほど現金が多く受け取れます。妻が70歳を超えているならば、この新しい制度を使えるよう準備してから死ぬべきです。

- 4 配偶者居住権を得る要件ですが、**相続開始時にその家に住んでいることが条件です**。したがって、夫と別居して賃貸物件等に居住している場合は、夫の自宅に居住権は発生しません。なお、この居住権はあくまで配偶者の為にある権利なので**配偶者が第三者に「譲渡」することはできません**。また、この**居住権は登記されるので、所有権を取得した子供が家を第三者に売却したり、また、借金で家を差し押さえられても、妻は居住権を失うことはありません**。また、**居住権を持つ配偶者は家賃を支払い義務もありません**。ですから、配偶者居住権のある物件を第三者が購入等することはあまりないと思います。

※ 長男夫婦と同居している場合、この制度を使うと良いでしょう。従来は、長男に相続させるパターンでしたが、長男が先に死亡してしまい、妻と長男の嫁との折り合いが悪くなると、最悪、嫁から追い出されてしまいます。そこで、配偶者居住権を使えばその心配はありません。なお、配偶者居住権は妻の死亡とともに消滅するので、上記の説例で長男の所有権は、自動的に3000万円になります。

※ 問題点

終身の権利なので、居住権を登記してしまうと、第三者に売ることが困難になります。また、妻が老人ホームなどに移る場合、配偶者居住権が放棄により消滅します。この場合、妻から子に贈与があったとして贈与税が課税されます。さらに、固定資産税は所有権を持つ子に請求されます（したがって、妻子の間で支払いをどちらにするか取り決めておくとい良いでしょう）。

※ 生前の対策

死因贈与契約を結ぶと死後の登記がスムーズにいく。

例 公正証書で

甲（夫）は、以下の建物について配偶者居住権を乙（妻）に贈与することを託し、乙はこれを承諾した。この契約書を持って法務局に行けば、**始期付き配偶者居住権設定仮登記の手続きができ**、夫の死亡時に効力が生じます。つまり、登記の予約をして、相続発生時に法務局で本登記すればよい。・・配偶者居住権の利用を考えているならば、今のうちに登記の予約をする。仮登記しておけば、他の相続人は勝手に自宅を売却できない。家・土地の相続は後回しするとともにめやすいので、準備しておくこと。

- 5 自宅の生前贈与に関するルール変更（2019年7月1日から施行）
- ア 20年以上の婚姻歴のある妻に対しての「おしどり贈与」で、2000万円までは税金がかからない特別措置があります。暦年贈与110万円分と合わせれば、2110万円分を無税で夫から妻に渡せます。
- イ おしどり贈与で生前贈与された自宅は、相続財産から切り離され、自動的に遺産分割の対象外となりました。

具体例：相続人は妻と長男。2000万円相当の自宅を妻に生前贈与。遺産額は3000万円の預貯金のみ。

従前は、自宅の2000万円は遺産の先渡しともなされ、預貯金と合わせた5000万円を子と妻で分け、妻の相続分は2500万円。その結果、現金は自宅分を引いた500万円しか受け取れませんでした。しかし、改正で自宅は相続財産に含めないで妻は自宅を住み続けたまま現金1500万円を受け取れることになりました。

但し、相続の場合なら無税でしたが、生前の贈与では登録免許税が相続の時の5倍もかかります（固定資産税評価額の2%）がかかり、さらに、不動産取得税（同3%）もかかります。

- 6 ただし、法改正後も、生前贈与した自宅は、遺留分の侵害額請求の対象となります。
- 夫の自宅4000万円を生前贈与した上で、1000万円を預貯金も妻にという遺言をした場合。子の遺留分は5000万円×4分の1=1250万円なので、不足分の250万円を請求されます。これまでは、250万円分を子の持分として共有でしたが、不動産が共有になると他の所有者の合意なしで売却できないので非常に不便でした。2019年7月からは遺留分の請求は、共有ではなく現金精算に変わりました。したがって、250万円用意できなければ家を売ることになり、しかも、不動産を売却して遺留分を支払うと、**売却した側に譲渡所得税が発生**します。

第4 預貯金の仮払い制度（2019年7月1日からスタート）

- 1 「亡くなった親の銀行口座が凍結されて現金が引き出せず、葬式費用が無くて困っている」「亡くなった夫の口座からお金を下ろすことができず、当面の生活費がない」等といったことをよく耳にしますが、残された遺族の当面の問題を回避するために、**遺産分割協議が終わってなくても、預貯金の引き出しができるようになりました。**方法は、二つあり、一つは**家庭裁判所に仮分割の仮処分を申し立てる方法**です。生活費や葬儀費用、相続税の納税資金等が必要な場合、他の相続人の利益を害しない範囲で、裁判所が預貯金の仮払いを認めることができるというものです。ただし、調停や遺産分割の審判の申し立てが前提になるので、手間と時間がかかります。

そこで、二つ目の方法として、一定の割合に限り、家裁の判断を経なくても預金が引き出せる方法です。**上限があり、「死亡時の預金金額×3分の1×法定相続分」です。ただし、一つの金融機関から引き出せる上限は150万円までです。**たとえば、父親はすでに故人で、母親が亡くなったとします。母親名義の預貯金が900万円あったとして、相続人が、長女、長男の2人の場合、それぞれ、 $900万 \times 3分の1 \times 2分の1$ （法定相続分）=150万円まで引き出せるようになりました。ですから、個々の子供達には手元の資金が無くて、母親の口座から各自150万円を下ろしたお金で葬式ができるということです。

- 2 必要書類：①被相続人の出生から死亡までの戸除籍謄本、②相続人全員の戸籍謄本、③引き出す人の実印（故人の通帳や暗証番号はいりません）。

※ポイント1

- i 相続人のうち一人が手続きをすれば仮払いを受けられます。
- ii 使い込みを疑われないように仮払いを受けた現金は用途がわかるように領収書をとっておくこと。
- iii 2019年6月30日以前に発生した相続でも申請できます。

※ポイント 2

- i 故人の銀行口座がどこにあるのか把握しておかないと引き出しが出来ないので、財産目録を作っておく必要があります。通帳を探して口座を把握。口座の数がわかれば、遺産の総額が確定できます。
- ii 通帳が見つからない時「全店照会」（同一銀行に複数の口座を持っていないか、窓口で確認する手続きのこと）という方法で口座を確認します。
- iii 分かったら、各口座の残高証明書を発行してもらおう。残高証明書があると、遺産額の証明になり、遺産分割時のトラブルを防げます。また、相続税を申告する際にも必要となります。
- iv 残高証明書は申し込みから1週間程度で自宅に郵送されます

3 口座の凍結解除に必要な書類

- ア ●遺産分割協議書、●相続人全員の印鑑証明書、●相続人全員の戸籍謄本、●故人の出生から死亡までの除籍謄本、●相続届（銀行ごとに異なる専用の書類のことで、窓口でも郵送でも貰えます。この書類で、預貯金の名義を変更するか、自分の口座にお金を移すかを選べます。）●銀行での手続きに、故人の通帳やキャッシュカード、暗証番号は不要。
- イ 複数の支店に複数口座があっても、近くの支店でまとめて手続きができます。ただし、相続人の一人が窓口まで行く必要があります。
なお、故人が貸金庫を持っていた時、預貯金の凍結解除に同時に手続きをしてください（鍵が見つからない場合紛失届を出せば手続き出来ます）。

第5 自筆遺言の改正（2019年1月並びに2020年7月10日）

- 1 従前の自筆証書遺言は、①全文を自筆で書く、②家庭裁判所の検認が必要で、このため、相続手続きに時間がかかる。③自宅などにこっそり保管するので、紛失や忘れる可能性がある。④形式や内容に間違いがあると無効になる。⑤第3者に内容を改ざんされる恐れがある等の問題がありました。まず、①の点ですが、不動産、預貯金、株式、国債などの有価証券、借入金などの財産目録をパソコンで作成することが可能になり、自筆で書く負担が大きく軽減されました。また、パソコンなどで財産目録の一覧を作れない場合は、不動産登記事項証明書や通帳などのコピーの添付によるリストの作成でも構いません。但し、「自筆証書遺言書」の本体と「財産目録」とに割り印をして、一体性のあるものにすることや、財産目録の全ページには署名・押印をすることが必要です。この形式面の改正は、2019年1月から施行されました。
- 2 さらに2020年7月10日から、法務局に自筆証書遺言を法務局に預けることが可能となりました。この結果、紛失や第三者に内容を改ざんされる恐れがなくなりました。また、保管に際して、法務局の事務官が遺言書を審査し、署名捺印や日付など形式に不備があれば指摘してくれます。このため、家庭裁判所の「検認手続き」（相続人などの立会いの下、遺言書を開封し内容を確認すること。これを怠れば5万円以下の過料に処せられます）が不要となり、すぐに相続手続きを始めることができます（法務局に預けない場合は、これまで通り検認手続きが必要です）。そして、残された家族は、相続開始後に遺言書の検索ができ、写しの請求、閲覧もできます。相続人の一人が写しの交付を受け、閲覧した場合は、他の相続人に対し法務局から「遺言書が保管されている」旨の通知が届きます。このように、自筆証書遺言が手軽にかつ便利になったことから、今後、利用される度合いが多くなると思われます。
- 3 具体的には、①遺言書本人が遺言書を作成し、管轄の法務局に申請の予約をした上で、**直接本人が outward**（本人以外は申請できません）、その上で1通につき3900円の収入印紙を手数料として添えて申請します。これに対し、②法務局は、i 本人確認（運転免許証など顔写真付きの証明証を持参）、ii 遺言書の形式の適合性（署名、押印、日付の有無等）を確認した上で、申請を受理し、保管番号などを記載した「**保管証**」を本人に渡します（保

管証は、後の手続きのために必要ですから大切に保管する必要があります。なお、保管期間は本人死後 50 年です。)。なお、法務局では、**遺言の内容についての質問や・相談は一切受け付けませんので注意して下さい**。保管後、本人は、手数料を支払って保管した遺言書をモニターで見たり、原本を直接閲覧することができます。さらに、預けた遺言書の返却（破棄して書き直したい場合等）や、氏名や住所等に変更がある場合、「変更事項」を届けることもできます。

本人が死亡後、相続人は、遺言書が預けられているかどうか確認するために「**遺言書保管事実証明書**」の交付を請求することができます。また、相続人は、遺言書の内容の証明書、すなわち「**遺言書情報証明書**」の交付を取得することができます。その証明書には、遺言書の画像情報（遺言書のコピーのようなもの）や遺言書に記載されている作成の年月日等が記載されているので、その証明書を使って、遺産の名義変更など各種手続きに利用することができます。**この場合「検認」は不要です**。なお、法務局は、この証明書の交付を受けた相続人以外の他の相続人に対し遺言書を保管している旨を通知し、他の相続人の権利が侵害されないような措置をとっています。また、本人の死亡後であれば、相続人は、遺言書の閲覧も可能です。これから自筆遺言を作成しようと思っている人は、是非、この制度を活用してください。但し、保管の対象となる遺言書は、用紙の大きさが A 4 であるなど所定の方式があるので、詳しくは法務局に問い合わせして下さい。

第 6 義父母への介護で嫁が報われる。「特別寄与制度の創設」について（2019 年 7 月 1 日から）

- 1 長男の嫁として義理の両親の介護を長年引受けて、大変な思いをしてきたにもかかわらず、いざ遺産相続になると相続人は、長男以外に、法定相続人である次男や長女。私は、蚊帳の外。次男も長女も全く親の面倒を見なくて、苦労した私に義理の親の遺産が貰えないのは余りにも不公平です。法改正で、私にも財産を分けてもらえるということですが、その詳細を教えてください。
- 2 今回の相続法の改正により、相続人以外の者が被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合に、特別寄与者が各相続人に対して、寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払を請求することができることとなりました（1050 条）。これまでも、相続人に限って「寄与」という考えがあり、介護の貢献度合いに応じ、寄与分という形で相続額を増やすことができましたが、相続人でない妻は請求することはできず、このため、設問のように実質的な公平を欠くという批判がありました。そこで、「**被相続人の相続人でない親族**」すなわち「6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族」であれば、「**特別寄与料**」の請求ができるという方策を設けることになったのです。したがって、長男の配偶者である「嫁」（一親等の姻族でもある）は、「相続人ではない親族」となり、介護の貢献分を請求できるようになったのです。孫（2 親等の血族）はもちろん、いとこの子（5 親等の血族）のような遠縁も含まれます。
- 3 具体的に説明すると、義父の遺産額が 3000 万円として、長男、次男、長女の法定相続分は各自 1000 万円です（義母は既に死亡）。そして、仮に嫁の特別寄与料を 300 万円とした場合、長男ら 3 人から各自 100 万円の計 300 万円を請求できることになり、その結果、長男らの法定相続分は、100 万円ずつ減るということになります。
また、長男である夫が故人となっていた場合、今までは、残された妻はどれだけ義父母に尽くしても、相続人でないため遺産を受取ることができませんでしたが、今回の法改正で、夫が存命の場合と同じ水準の特別寄与料を請求できるようになりました。つまり、次男や長女から 150 万円ずつ請求できることになります。したがって、夫の死後も献身的に舅や姑の介護を続けた場合、その見返りを受取ることができ、介護の苦労が報われるということになります。
- 4 特別寄与料を請求するための具体的な方途について。
「特別寄与料」という制度が認められましたが、単に、生前、舅や姑を介護したからというだけでは、請求が当然に認められるわけではありません。それなりに、資料が必要です。

まずは、介護日誌などで、どんな介護（あるいは世話）を、どれくらいしたか等の記録を残すことが必要です。例えば、病院の送迎や食事や身の回りの世話、入浴の介助等できるだけ細かく記録をつけておくことです。介護事業者との連絡ノート、電子メールなどのやり取りも保存しておくのも有効です。また、おむつ代やタクシー代、薬代のレシートなど出費の記録を残しておくことも必要です。なお、介護期間中、舅や姑から出してもらった金品があれば、それが何のために出してもらって、どのように使ったのかの記録を取ることでも大切ですし、また、レシートなども残しておくべきです。そうでないと、相続開始時に「使い込み疑惑」などの濡れ衣を着せられ、他の相続人から追及される可能性があります。特に、自分のために出してもらった金品であればなおさらです。デイサービスや訪問介護を利用しているにもかかわらず、特別寄与料が請求できるかについては難しい点もありますが、デイサービスや訪問介護を利用する前に、「要介護2以上の状態」の舅、姑を「1年以上」介護していた等の事情であれば、請求できる可能性はあります。もっとも、施設に入れず、自宅での介護を望んだ結果、嫁も仕事を辞めざるをえなくなったという場合であれば認められる可能性は十分あります。

※裁判所の目安

としては、特別寄与料の目安として、被相続人が、「要介護度2」以上。通常の介護報酬の5割から8割程度を日数分支払うとしているようであり、最大でも一日あたり8000円程度としています。

- 5 この制度は、相続権のない配偶者による介護に報いるという点では、評価できますが、他方、配偶者が相続の話し合いに参加しやすくなったことや、話し合いがこじれた場合、家庭裁判所に申立てて他の相続人への直接請求をする必要があるため、今まで以上に相続紛争（いわゆる争族）が増える可能性もあることを認識すべきです。
- 6 なお、この特別寄与料の請求は、**相続開始を知った時から6カ月**、又は、相続開始の時から1年以内に請求しないと権利が消滅しますので、注意すべきです。
- 7 寄与料をもらおうと遺贈とみなされて相続税がかかります。しかも、相続人でない妻の場合、**課税額が2割加算**になります。そこで、夫が相続する財産に寄与料分を上乗せするような遺言書を書いてもらうほうが現実的です。

第7 遺留分制度の見直し（2019年7月1日）

- 1 自宅で長男と商売を営んでいた父親が、預貯金はないが資産価値6000万円の自宅兼店舗を残して死亡しました（母親は、すでに他界）。父親は生前、自宅兼店舗を、長男にすべて相続させるという遺言書残していましたが、相続人は、長男以外に次男もいます。この場合、次男は、相続人として最低限の取り分を請求でき、これを「遺留分減殺請求権」（改正後は、「遺留分侵害額請求権」と呼称が変わる）といいます。つまり、次男の法定相続分は、本来、2分の1の3000万円価値相当分ですが、遺留分としてさらにその2分の1の1500万円価値相当分を請求できます。つまり、自宅兼店舗について、次男は、遺留分として4分の1を相続する権利を持っていることになる。この結果、自宅兼店舗は、長男が4分の3、次男が4分の1の割合で共有状態となるのである。このような共有状態では、長男が自宅兼店舗を自由に他に賃貸したり、売却したりすること等が難しくなる。また、4分の1は買い取ると申し出ても、次男がそれを拒否すれば、それも出来なくなります。

そこで、今回の改正で、**遺留分に関しては「金銭債権化」することを原則としました**。つまり、共有するのではなく、金銭で払うと定められました。したがって、共有は遺言に記載がない限りできなくなりました。

- 2 もっとも、長男が1500万円の自己資金を用意できればよいのですが、お金が用意できない場合は、結局、自宅を処分して、資金を作るということになります。但し、この場合、長男は共有しないで遺産を売ることになるので、売却に関する手数料などは全て負担することになります（共有であれば、次男も持分だけ負担することになるが）。そうした事態を防ぐために、父親は、亡くなる前に遺留分を支払うための資金を用意しておくことが必要だと思いません（例えば、死亡の場合の生命保険の受取人を長男にしておく等）。

- 3 また、遺留分を計算する時、父が亡くなった時点の所有していた財産だけでなく、生前に贈与した財産も含めていました。つまり、「一生分」がその対象となっていました。そのため、長男の何十年も昔の学生時代の費用まで、生前贈与を受けたと次男が主張し、紛争が泥沼化する例がありました。しかし、今回の改正で、**遺留分を計算する上での生前贈与の対象期間を10年前までと限定しました**。この結果、遺留分を巡る紛争は、早期に解決することになりました。

第8 相続の基礎知識

- 1 法定相続人と法定相続分
 - ア 配偶者は必ず相続人。
 - 第1順位 子（子を代襲相続する場合の孫・ひ孫）
 - 第2順位 直系尊属（親・祖父母）
 - 第3順位 兄弟姉妹（兄弟姉妹を代襲相続する場合の甥・姪）
 - イ ①配偶者と子・・・配偶者2分の1：子2分の1
 - ②配偶者と直系尊属・・・配偶者3分の2：直系尊属3分の1
 - ③配偶者と兄弟姉妹・・・配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1

第9 遺言書がないと予想される事態

- 1 相続人間で、遺産分割の協議がまとまればよいが、そうでない場合、調停→審判等で遺産分割成立まで何年もかかる。
- 2 財産の処分が困難。預貯金の引き出しが困難。相続税の納付に遺産があてられない（相続開始を知った日から10か月以内。怠ると無申告加算税や延滞税がくる）。
- 3 法定相続分による遺産分割がもたらす悲劇
法定相続分に従った遺産分割。このため、ほとんど付き合いのない親族が財産を取得し、家族が財産を手放す事態も発生。

第10 遺言があればこんな相続も可能

- 1 相続人以外に財産を遺したい（遺贈）。
 - ① 内縁の妻、②配偶者の連れ子、③老後の面倒をみてくれることを条件に長男の嫁、④孫、⑤世話をしてくれた知人。
- 2 法定相続分とは異なる相続を実現させたい。
 - ① 妻に全財産、②老後の面倒を見ることを条件に特定の子供に多くの財産をあげたい、③家族全員が平等になるように財産をあげたい。
- 3 個々の相続人にそれぞれ必要な財産を相続させたい。
 - ①家業を継いでくれる子供に事業を承継させたい、②同居中の子どもに自宅を相続させたい。
- 4 慈善事業等に寄付したい
 - ① 母校に財産を寄付したい、②福祉団体に使って欲しい。
- 5 ペットののために財産を遺したい。
ペットの世話をしてもらいかわりに財産を知人に遺贈したい。
- 6 その他、財産に関する事項以外について述べておきたい＝強制力はないが、故人の意志として尊重。
 - ①葬儀や埋葬の方法について決めておきたい。②臓器移植の希望、③相続に対する思いや家族への感謝の言葉を書き遺したい。④相続人の中で財産を遺したくない人がいる場合は排除も可能（但し、排除原因が必要）。

第11 自分には遺言書が必要ない？

- 1 自分には、財産がないから必要ない？

- 2 家族仲が良いから必要がない？
- 3 特に相続について希望が無いから必要ない？
- 4 財産を使い切ろうと思っているから必要はない？

※ 思わぬ事態が生じることも→遺言書を作成して安心・スムーズな相続

第12 遺言適齢期

法律上は、満15歳からです。しかし、遺言能力を考えると元気なうちに行うべきです。認知症等、自分の行為の結果を判断できるに足る精神的能力（意思能力）がないと、遺言は無効です。

第13 遺言の変更は自由自在

- 1 遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができます（民法1022条）。
- 2 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされています（民法1023条）。

第14 自筆証書遺言について

1 自筆証書遺言の作り方

自筆証書遺言を書く場合に注意すべき最も重要な点として、以下の4点です。これらはいずれを欠いても、有効な遺言とはならない遺言の作成要件です。

- (1) 遺言者が遺言の全部を自筆すること（但し、財産目録は改正法で一部軽減）

他人に代書させたものは、たとえ遺言者のいうとおり忠実に筆記したものであっても法律上は無効となります。また、パソコン、ワープロなどを使用したものは無効です。テープなどで録音したのも認められません。用紙については制限がなく、ノートの切れ端や広告の紙の裏に書いても有効ですが、下書きの原稿と受取られかねませんので避けるべきでしょう。筆記用具は、万年筆、ボールペン、毛筆が適当です。鉛筆は変造される危険が高いため使用を避けるべきでしょう。

- (2) 遺言者が遺言作成の日付を自筆すること

日付が必要とされるには、遺言の成立日を明らかにし、そのときに遺言する能力があったかどうか明確にしておく必要があるからです。また、遺言者の自筆で内容の異なる複数の遺言書が出てきた場合、最後のもの、すなわち、死亡時に最も近い日付のものが有効な遺言と認められることです。このように、遺言書作成の前後を確定する上で日付の記載は不可欠であり、日付のない遺言は法律上無効となります。4月吉日といった書き方は日にちが特定できず無効です。

- (3) 遺言者が氏名を自書すること

氏名の自書が要求されるのは遺言者本人の遺言であることを明らかにするとともに、署名の筆跡の特徴は他人に真似のできないものであることから、これによって遺言の内容が本人の真意から出たものであることを確認することができるからです。氏名という以上、「姓」と「名前」を併記させなければなりません。姓または「名前」だけでもそれによって遺言者本人であることが明らかであれば有効です。また、雅号、芸名、屋号でも筆者の同一性が確かめられれば、有効です。

- (4) 遺言者が遺言書に押印すること

押す印鑑には特に制限はなく、実印である必要はなく、認印でもかまいませんが一般的には実印を使用すべきでしょう。

- (5) その他の注意点

- i 「遺言書」という表題がなくても有効ですが、表題があったほうが明確でよいでしょう。
- ii 書き方は、縦書き、横書きのどちらでもかまいません。

- iii 字の表記は、アラビア数字（1，2，3・・・）でも漢数字（一、二、三・・・）のどちらでもよいのですが、不動産や金額の数字については、後から変造されないように「壹、貳、參・・・」の多角漢数字を使うとよいでしょう。
- iv 誰に何を相続ないしは遺贈するかをきちんと特定して書いてください。「預貯金、有価証券等を相続させる」と記載し、「等」に何が含まれるのか問題になったケースもあります。また不動産の表記は住居表示上の住所ではなく不動産登記簿を見てその表示にしたがって記載してください。
- v 遺言書が2枚以上になる場合は、ホチキスか糊付けでとじ、契印してください。
- vi 遺言書を書き終えたら封筒に入れ、糊付けし遺言書に押印したのと同じ印鑑で封印してください。なお、封印のある遺言書は家庭裁判所で相続人立会いの下で開封しなければなりません。すなわち検認手続きが必要です。勝手に開封すると過料という一種の罰を科せられます。

第15 公正証書遺言について

- 1 公証人が関与して作成する「公正証書遺言」は、公証人が文面を作成してくれるし、様式不備になる心配もなく、原本を公証人役場で保管するため偽造・変造、盗難、紛失のおそれがなく、また、家庭裁判所の検認手続も不要といったメリットがあります。このため、確実に遺言を実現したいのであれば、确实性に欠ける自筆証書遺言より安心、安全です。
- 2 作成の手順は次のとおりです。①証人二人以上が立ち会う。②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授する。③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ又は閲覧させる。④遺言者及び証人が筆記内容の正確なことを承認した後、各自これに署名し印を押す。但し、遺言者が病気などで署名できないときは、公証人がその理由を付記して署名に代えることができる。⑤公証人が、その証書が以上の方式に従って作ったものである旨付記して、これを署名し印を押す。
- 3 作成にあたっては必要なものは、①遺言者の印鑑証明書・実印、②相続人の戸籍謄本、③受遺者の住民票（写し）、④遺言執行者の住民票（写し）、⑤遺言の対象財産に関する資料（不動産登記簿謄本、預貯金通帳、賃貸借契約書等）などが必要です。
- 4 保管の心配がいらぬ（写しを紛失した場合は、再発行は可能です）。遺言の存在と内容は明確である。自筆できない人も可能という点は長所ですが、秘密が保てない（証人が口外する可能性もある）、手続きが面倒、次に述べるように費用がかかるという点が短所です。それでも、できれば、公正証書遺言をお勧めします。
- 5 費用ですが、①公証人手数料、②遺言手数料、③用紙代の費用がかかります。①の手数料は、相続財産の価格が、i 100万円まで5000円、ii 200万円まで7000円、iii 500万円まで1万1000円、iv 1000万円まで1万7000円、v 3000万円まで2万3000円、vi 5000万円まで2万9000円、vii 1億円まで④万3000円等と細かく法律で定められています。そして、相続人が複数いればそれぞれの手数料が発生します。②の手数料は、相続財産が1億円未満の場合に支払います（通常、1万1000円）。③の用紙代は、遺言書の枚数によって金額が変わります。一枚当たり250円で、標準的なケースとして合計3000円くらいですみます。
- 6 具体例として、8000万円の財産を子供二人が4000万円ずつ相続するという公正証書遺言を作成する場合、①公証人手数料：2万9000円×2人＝5万8000円、遺言手数料：1万1000円、用紙代：約3000円で合計約7万2000円かかるということになります。詳細は、最寄りの公証人役場に問い合わせるといいでしょう。

第16 遺言書を作成するポイントについて

- 1 まず、公平感を与えるように配慮することです。
特定の相続人をえこひいきして全ての財産を当該相続人に相続させるという遺言は、他の相続人に感情的なしこりが残り、争いを引き起こす原因になり、強いては遺言を作為した故人を恨み、墓参する気持ちもなくなります。

2 遺言の理由を書くこと。

特に、特定の相続人に全財産をあげるような場合は、「私の介護を長年にわたって、献身的にしてくれた」等、他の相続人を納得させる理由付けがあると良いでしょう。家族への感謝の言葉を書くこと。例えば「私の為に尽くしてくれた妻に心から感謝する」等と書くことと遺言書の印象は良くなり、残された人も故人をさらに偲ぶでしょう。

3 相続割合ではなく、具体的な物を指定すること。

遺産の4割は長男、3割は長女という割合で相続をさせるといった書き方は、遺産分割協議で具体的な配分を決めるときにもめる原因となります。そこで、具体的に、〇〇所在の不動産は長男に、××銀行の預貯金は長女にと、具体的に指定しておくことと良いでしょう。

4 遺言書に書いていない財産については相続人を決めておくこと。

例えば、「遺言書に記載していない財産が出てきた場合は、誰々に相続させる」と書いておくこと、後日、遺言書に書いていない財産が出てきても新たに遺産分割協議をする必要がありません。

5 日頃の言動と遺言書に内容を一致させること。

生前、父親が「俺が死んだらこの土地は長男のお前にやる」と言っていたのに、遺言書には、「土地は、兄弟平等に分けてもらいたい」と書いていたのでは、長男も納得できず、兄弟間の紛争の原因になります。ですから、生前の言動は、注意する必要があります。

6 こまめに内容を見直すこと。

遺言は、いつでも書き換えることができます。前の遺言と後の遺言の2通の遺言がある場合は、前の遺言は撤回され、後の遺言が効力を持ちます。ですから、10年前に作成した遺言の時は、長男に全ての財産を相続させると書いても、その後、長男と感情的に対立した時は、後の遺言で書き直すことができます。家族の結婚、離婚、孫の誕生などの家族関係等の変化に伴い、内容を見直して、最新の意思を遺言書に反映すべきです。

7 もっとも身近で信頼できる人に遺言書の存在を知らせておくこと。

死後、誰も遺言書あることを知らずに発見が遅れてしまうことがないように（自筆証書ではその可能性は高い）、配偶者、信頼できる友人、あるいは弁護士など専門家に存在を知らせておくことと良いでしょう。

8 遺言執行者を決めておくこと。

確実に遺言を実行するためにできれば、遺言執行者を決めておくことと良いでしょう。

第17 いわゆる遺産（相続財産）とされるものには、どのようなものがあるか。

1 プラスの相続財産を見てみましょう。この場合の財産として、以下のものがあります。

①現金、預貯金等の現物財産、②土地、家屋の不動産、③賃借権、抵当権などの不動産上の権利、④自動車、貴金属、骨董品、美術品、家財道具などの動産、⑤株式、国債、社債、ゴルフ会員権、リゾート会員権などの有価証券、⑥売掛金、貸付金、損害賠償請求権（父親を交通事故に亡くした場合、加害者に対する損害賠償請求などは相続されます。なお、この場合、慰謝料額は相当な金額になりますが、この慰謝料額も相続されます）などのその他の債権、⑦著作権、特許権などの知的財産権、⑧故人が受取人の生命保険金、⑨電話加入権などです。

2 他方、マイナスの相続財産を見てみましょう。この場合の財産として、以下のものがあります。

①借金、ローンなどの負債、②故人が連帯保証人になっている場合の保証債務、③不法行為、債務不履行などの損害賠償債務、④未納の税金などの公租公課、⑤営業上の未払い代金などの買掛金などです。

3 相続財産としてみなされないものとしては、以下のものがあります。

①墓地、仏壇、位牌、遺骨などの祭祀財産、②香典、葬儀費用（棺柩その他の祭具、葬式場の設営、読経、火葬の費用、墓標の費用、通夜、告別式の参列者の飲食代、納骨代といったものが含まれます。四十九日の法要の費用、葬儀後の見舞客の食事代は範囲外です。）。

- ①、②は、一般的には、喪主ないし葬儀を主宰する祭祀承継者が承継します。③故人のみに帰属する権利（一身専属権＝身元保証など）、④故人以外が受取人の生命保険金（指定されていた受取人が先に死亡し、再指定しないまま契約者が亡くなった場合は、相続できます）、⑤死亡退職金（公務員の場合は法律で、会社の場合は、就業規則で受取人が定まっています。但し、生前に退職金を本人が受け取ってれば、退職金は、当然相続財産に含まれます。）、埋葬料などです。
- 4 父親の相続財産を相続するか否かについては、まず、プラスの財産とマイナスの財産をすべて調査した上で決めます。相続財産が少なく、マイナス財産が大きい場合は、相続放棄の手続きを検討すべきです。但し、自己のために相続開始があったことを知った時から3か月以内にその旨を家庭裁判所に申述べなければなりません。相続放棄すると父親の財産については、初めから相続人とならなかったものとみなされるので、相続財産を一切相続しないことになるので、慎重に判断する必要があります。
- 5 相続することになれば、プラス、マイナスの相続財産をどのように分けるかなど、母親、妹と協議をします。協議が成立すれば遺産分割協議書を作成します。しかし、紛争になれば、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることになります。

第18 遺言信託について

信託銀行のパンフレットなどにも「遺言信託」というサービスを見かけますが、これは、遺言にかかる一連のサービスを意味します。これは、遺言を書くときに遺言執行者として信託銀行を指定しておき、いざ相続が生じたときに遺言執行者として指定してある信託銀行が、遺言に記載されている通りに財産の分割に関する手続きなどを行うサービスをいいます。このサービスは「信託」という言葉を使っていますが、**信託法**でいう「信託」という制度の利用とは異なります。信託法上では、信託とは、信託契約、遺言、公正証書等という方法によって、「**特定の者が一定の目的に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的を達成の為に必要な行為をすべきものとする**こと」といいます（信託法2条、3条）。具体的に述べれば、長男の子ども、すなわち、内孫のために、自分の預貯金の一部を、孫が大学を入学した際の学費に使いたいと思った場合、あらかじめ信託銀行との間に、ある程度まとまった預金を信託財産とし、自分が亡くなったときは、その預金を孫の学費に充てられるよう管理・処分してもらう信託契約を結んでおけば、信託銀行はその契約に基づいて学費の支払をしてくれます。このような信託を「**遺言代用信託**」と言います。遺言と違うのは、**生前に信託の効力が発生する点**です。この「遺言代用信託」で、自分が亡くなった場合、信託した預金から、葬儀費用を配偶者等に渡すようにと契約（例えば、「私が亡くなったら、妻の口座に葬儀費用として300万円振込むこと」と指定する等）すれば、面倒な相続協議をしなくても（通常、亡くなった人の預貯金は、協議が終了するまで凍結されますが）すぐに指定された配偶者にお金が渡されます。

その他、家族の当面の生活費、あるいは、年金のように定期的に一定額を残された家族に渡すことも可能です。多くの信託銀行は、元本保証のタイプの遺言代用信託を取り扱っており、1000万円までは元本および利息が保障されます。もっとも、預けた資産の事務・管理のために管理手数料がかかる場合もあるので、詳細は信託銀行に問い合わせるとよいでしょう。

第19 代償分割について

Q：父親が亡くなったので、長男である私は、実家である父親名義の土地、建物を相続して実家を守りたいと弟や妹に言ったところ、弟らは、「私達も相続権があるので、兄さんのみが、実家の不動産を相続するのは不公平だ。」と言い出しました。どうしたら良いでしょうか。なお、父親の相続財産ですが、実家の土地、建物以外に特に財産といえるものはありません。

A：相続財産（遺産）をどのように分け合うかは非常に難しい問題ですが、一般的に遺産分

割の方法として、3通りあります。まず、①**現物分割という方法**です。これは、遺産分割の対象となる相続財産を、相続人間で分けることをいいます。例えば、不動産は全部長男、動産はすべて次男、預貯金や現金は妹という分け方です。次に、②**代償分割**という方法です。これは、相続人の一部の者が現物取得し、他の相続人には、その現物を取得した相続人が一定の金銭等を支払うという分割方法です。最後に③**換価分割**という方法です。これは、遺産分割の対象となる相続財産の全部又は一部を売却して、売却代金を分け合う遺産分割の方法です。

設問のように、不動産しか財産が無い場合、不動産は分割しにくい財産であり、例えば、親と同居している長男が「自宅不動産」を相続すると、他の兄弟姉妹は相続する財産がなくなってしまう。そこで、遺産分割協議において、「**長男は、親の土地、建物を相続する。ただし、長男は、弟並びに妹に対し遺産を取得しない代償として各500万円を支払う**」という**代償分割**を取る方法が良く利用されます。つまり、代償分割は、相続財産に農地や事業用不動産、同族株式等が含まれる場合、細分化、共有化を避けることができます。とりわけ、**不動産の遺産分割紛争で、この代償分割による解決が効果的です**。例えば、設問のように長男が相続すれば弟や妹には何も残りません。だからといって、長男、次男、妹が共有にしたところで、長男が自宅に居住し、弟や妹が居住しないなら、弟らは何もメリットもありません。また、共有状態で、長男や弟らが亡くなるとそれぞれの子や配偶者が相続して共有者となり、権利関係が複雑になります。こうした、共有相続を回避するための方法として代償分割はメリットがあります。なお、一括で払えない場合は、月々10万円を分割で支払う、あるいは、1年後に支払うというように支払期限を猶予したりすることも可能です。一般的に、代償は、「現金」であることが多いですが、相続人間で合意すれば、現金以外の物や権利でもかまいません。なお、遺産分割協議書で、代償分割の内容を必ず明記することが必要です。そうでないと、相続人間の単純な贈与として「贈与税」がかかります。

ただ、長男が自分の預貯金などで他の兄弟姉妹に分割（代償分割）できればよいのですが、それほどもっていないのが現状です。それでも、「**兄弟姉妹は平等**」という意識が強くなって、誰もが一步も引かず、激しい攻防が繰り広げられます。まさに**相続は「争族」**になります。このため、親は、生前、自分の不動産について誰に承継させるか「遺言書」を作成しておくことが肝要です。

第20 法定相続情報証明制度の利用

- 1 死後の手続きに戸籍謄本が多く必要となります。また、その都度、役所に通うために時間も費用もかかります。また、郵送で申請しても届くまでに1週間かかります。そんな時に使えるのが法定相続情報証明制度です。この制度は、故人と相続人の戸籍謄本や住民票をまとめて法定相続情報一覧図という1枚の書類にできる制度です。この制度を使えば、戸籍謄本や住民票を各相続人が1通ずつ取得すればよく、しかも、作成は無料でできます。
- 2 そして、法定相続情報証明制度は、●預貯金の相続手続き→金融機関、●有価証券の相続手続き→証券会社、●不動産の相続手続き→法務局、●生命保険、損害保険の手続き→保険会社、●自動車の相続手続き→運輸支局など、●相続税の申告→税務署などに利用できます。但し、年金関連の手続きには利用できないので注意。
- 3 書式は法務局のホームページにあるフォーマットを利用するとよい。
但し、準備するものは、①故人の出生から死亡までの除籍謄本1セット、②故人の住民票の除票、③相続人全員の戸籍謄本、④相続人全員の住民票の写し、⑤相続人のうち、代表者の氏名・住所を確認できる書類（マイナンバーカード、免許証）
- 4 **法定相続情報証明一覧図**（原本）と「法定相続情報証明一覧図の保管及び交付の申出書」の2通を法務局の窓口へ提出します。申請から7日から10日後に受け渡しできます。一度作成してしまえば、5年間は無料で**法定相続情報証明一覧図の写しの交付を受けることができる**。

以上

被害者支援の欠落点

愛知学院大学法務支援センター教授（刑事法） 原田 保

I 歴史概略

かつて、犯罪への対処は専ら加害者処罰

被害者は、加害者の罪責を立証するための手段 → 第二次被害 および 被害者疎外

昭和末期から、被害者復権の動向

大学や各種民間団体による被害者支援活動

警察による法律外の被害者支援活動

昭和55年 犯罪被害者等給付金支給法（現在は「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」）

平成12年 犯罪被害者の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

同年以降 「被害者保護」を標榜して、刑法・刑事訴訟法等の改正、多数の新立法

平成16年 犯罪被害者等基本法

II 被害者支援の現状

金銭支給 ————— 損害補填（警察経由）

損害賠償請求助力 ————— 損害補填（被害者から加害者への請求）

刑事裁判参加 ————— 被害者疎外回避（検察官経由）

III 問題点（加害者への責任追及を前提とし、それを担当する警察・検察が被害者支援担当公的機関）

1 刑事法の歪曲

「被害者の権利＝加害者処罰」「刑罰は被害者のための制度」「不処罰は権利侵害」という認識

刑事法の諸原理（罪刑法定主義、責任主義、無罪推定原則 等）への批判

「被害者保護は加害者保護より重要」という比較衡量で正当化

2 一部の被害者に対する支援の欠落

加害者が死亡・無資力等の場合（加害者処罰不可能、被害補填不可能）

被害者が警察・検察と異なる意見を持つ場合（「より重い罪」も「より軽い罪」も主張不可能）

加害者が警察官である場合（職権濫用事件で警察による加害者警察官支援の事例）

IV 結語（問題発生の原因は、被害者支援が加害者への責任追及に従属すること）

加害者への対処とは別の被害者支援制度が必要

警察・検察以外の機関による公的な被害者支援制度が必要

* 参考資料（HP掲載の原田作成ブログ）

[愛知学院大学法務支援センター](#) → [検索](#) → [ブログ](#) → [目次](#)

目次15頁「忘れられたままの被害者」

目次16頁「犯罪被害者への支援に関する私見」 等

2020年12月17日

高橋 洋（愛知学院大学法務支援センター）

● 日本国憲法

21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

● アメリカ合衆国憲法

修正1条 連邦議会は、国境の樹立を規定し、もしくは信教条ノ自由な行為を禁止する法律、また言論及び出版の自由を制限し、または人民の平穩に集会をし、また苦痛事の救済に関し政府に対して請願をする権利を侵す法律を制定することはできない。

● ドイツ連邦共和国基本法

第5条 各人は、言語、文書及び図画によって自己の意見を自由に表明し流布する権利、ならびに、一般に近づくことのできる情報源から妨げられることなく知る権利を有する。出版〔プレス〕の自由ならびに放送およびフィルムによる報道の自由は、これを保証する。検閲はこれを行わない。

② これらの権利は、一般的法律の規定、少年保護のための法律上の規定、および個人的名誉権によって制限を受ける。

③ 芸術および学問、研究および教授は自由である。教授の自由は、憲法に対する忠誠を免除するものではない。

第8条 全てドイツ人は、届出または許可なしに、平穩に、かつ武器を携帯せずに、集会する権利を有する。

② 屋外の集会については、この権利は法律により、または法律の根拠に基づいて、これを制限することができる。

第9条 すべてドイツ人は、社団および組合を結成する権利を有する。

② 結社のうちで、その目的もしくはその活動が刑事法律に違反するもの、または、憲法的秩序もしくは諸国民の間の協調の思想に反するものは、禁止される。

③ 略

はじめに一表現の意義

人間が他者とのコミュニケーションを、その本質的な特徴としている以上、自らの意思や感情、思想等を表現すること、そして他者のそれを受け取ることは、きわめて重要。ただし、それは他者に様々な影響を与えるだけに、場合によっては、制限されることがあり得る。憲法学は、そうした表現行為の持つ重要性故に、表現の自由を優先的自由として認め、その制限には慎重でなければならないと考えてきた。したがって、表現を規制する法律の違憲審査にあたっては、たとえば経済的自由の規制の場合と比べて、より厳格な基準で審査を行うべきとする考え方が、憲法学では主流である。

しかし、一口に表現と言っても、その形態は極めて多様であり、その中身も重要なものから取るに足りないもの、あるいは逆に取り締まるべきと考えられるもの（たとえば脅迫、

詐欺、あるいは最近注目のハラスメント表現)まで。それらの多様性に応じて、表現の自由を規制するには、きめの細かい議論が必要である。

1 古典的表現の自由

ペンは剣よりも強し・・・表現の自由が重視されてきたのは、政府を初めとする政治権力への批判が、往々にしてときの政府を倒すような力を持つことから、逆に政治権力はその抑圧をはかることが少なくなかったため。—最近の例としての「香港国家安全維持法」

この場合には、反政府的言論（と認定されたもの）を政府が取り締まるという、典型的な表現規制

その規制の理由は、端的なものが、国家の安全、政府の転覆阻止、公安（治安）の維持といった、極めて率直な現政権擁護・・・反体制派を力で押さえつけるもの

たとえば、中国の香港国家安全維持法

「1. 国家は、「一国二制度」、「香港人が香港を統治する」、「高度な自治」の原則を揺るぎなく完全に実行し、法律に基づいて香港を統治する原則を堅持し、憲法及び香港特別行政区基本法の定める香港特別行政区の憲法秩序を堅持し、国家安全保障を守るための香港特別行政区の法制度及び執行機構を確立し、改善するために必要な措置を講じ、法律に基づいて国家安全保障を危険にさらす行為及び活動を防止し、抑圧し、処罰すること。

2. 国家は、香港特別行政区の業務に対するいかなる手段による外国及び治外法権的干渉にも断固として反対し、そのような干渉に対抗するために必要な措置を講じ、外国及び治外法権的勢力による香港での離反、破壊工作、潜入、妨害工作活動のための香港利用を法律に従って阻止し、弾圧し、処罰する。

3. 国家の主権、統一性、領土の完全性を守ることは香港特別行政区の憲法上の責任である。香港特別行政区は、香港特別行政区基本法に規定されている国家安全保障の保護に関する法律をできるだけ早く完成させなければならない。香港特別行政区の行政機関、立法機関、司法機関は、関連法規に従い、国家の安全を脅かす行為や活動を効果的に防止、抑制、処罰しなければならない。」（DeepLによる試訳）

しかし、自由で民主主義的な西欧的理念を掲げる国々では、こうした抑圧は、憲法によって禁止され、また国民の支持を得られない。

そこで、反政府的な言論を規制する場合には、内容中立的な理由が持ち出される。たとえば、デモ行進に対する「交通秩序の維持」、ポスター掲示に対する「街の美観維持」、ビラ配布に対する「建物・敷地管理権」、等々。こうした規制は、「表現内容中立規制」あるいは、「時・所・方法の規制」といわれたりする。こうした規制も、その使い方によっては、特定の表現内容に対する規制となる場合があることに注意が必要。

2 現代的表現の自由の諸問題

1) フェイクニュース

① いわゆるデマ（虚偽情報）の流布、デマ宣伝は、それほど新しい問題ではない。（「ジャーナリズム史の裏側には、常に誤報・虚報の歴史が潜んでいる、といっても過言ではない」（清水英夫『表現の自由と第三者機関』小学館新書より）。作られたウソは、面白お

かしく、あるいは人々を怯えさせるために人為的に作られたものだから、面白くもおかしくもない真実よりも伝播力が強い。

最近の問題は、テレビやインターネットなどの広範囲に及ぶ媒体の登場と関係している。つまり、虚偽情報の伝播が広範で、速度が速い。それらの情報が政治的な影響を与えたり、ヘイト・スピーチ、人種差別に絡んでくるなどの問題をはらんでいることが少なくない。

また、多くの人が、自分の知りたい情報のみを求め、それを否定するような情報を拒絶する傾向を排除する傾向を示すといわれ、そのことがフェイクであっても、受け入れる人が少なくないことの素地となっている。

・某国大統領のツイッター発信とマスコミに対する「フェイクだ！」

例：「〇〇テレビの□□上席解説委員が同局の番組で、政府の任命拒否をめぐって注目されている日本学術会議に関して『6年ここで働いたらその後学士院というところに行つて、年間250万円年金がもらえる』など事実と異なる発言をした問題で、番組側は10月6日の放送で『誤った印象を与えるものになりました』などと訂正した。」（ハフポスト日本版編集部：https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5f7c1e42c5b61229a0569d79）より

ただし、現在は全くの別組織であるが、日本学士院は、1948（昭23）年から1956（昭31）年まで日本学術会議法において規定されていたので、全く両者が無関係であったわけではない。

② メディアにおけるファクトチェックの重要性

東京△△テレビによる「沖縄ヘイト」番組問題・沖縄タイムズ記事より

「東京の地上波テレビ局が2日に放映した番組が、米軍ヘリパッド建設に対する抗議行動を「カメラを向けると凶暴化する」「韓国人はいるわ中国人はいるわ」などと紹介し、沖縄をはじめマイノリティーに対するヘイトスピーチだと批判されている。番組中で名指しされた在日3世で人材育成コンサルタントの◎◎さんは近く放送倫理・番組向上機構（BPO）に人権侵害を申し立てる。（北部報道部・阿部岳）

番組は東京のローカル局、東京△△テレビの「ニュース女子」。ジャーナリストの▲▲氏が沖縄で取材した。スタジオでは東京新聞・中日新聞論説副主幹の■氏を司会を務め、・・・らを交えてやりとりがあった。

番組では「報道されない真実」として、東村高江の現場について事実誤認が繰り返される。「過激派が救急車も止めた？」はネット上で広まったが、本紙も地元消防に虚偽だと確認している。

「反対派は日当をもらっている？」と伝えたのも、「証拠」は出どころ不明の茶封筒に書かれた「光広」「2万」の文字だけ。実際、市民団体では少数の固定メンバーが実費の一部を受け取っているにすぎない。

さらに、「反対派の暴力行為により近寄れない」とリポート。「トンネルの向こうは現場」「足止めを食っている」として、残念そうに「ロケ断念」を発表した場所は、高江の現場から直線距離でも25キロ、車で行くと約1時間はかかる名護市の「二見杉田トンネル」前だった。結局、抗議する市民の声は1人も紹介されなかった。

ヘイトスピーチに対抗する団体「のりこえねっと」が本土からの交通費5万円を支給し、高江に「市民特派員」を派遣したことも取り上げた。公開された要項にも財源はカンパだと書いてあるのに、あえて「分からない」と強調。共同代表の◎◎さんを取り上げ、「反対運動を扇動する黒幕の正体は？」とテロップを流した。

◎◎さんによると、同局から取材は一切なかったという。「本土の無知につけ込み、沖縄の運動に中国、北朝鮮のカネが入っているなどというネットのデマを地上波が垂れ流した。在日に対する差別を利用し、沖縄とセットでたまたまこうとする悪質なヘイトスピーチだ」と批判する。

△△テレビは本紙の取材に対し、「状況確認や回答の可否を含めて結論が出ていない」と述べた。番組を制作した×××シアターからは回答がなかった。

東京△△テレビ 東京で6局目の民放、初のローカル局として1995年に開局。当初は受信に専用アンテナが必要なUHF放送だったが、2003年のデジタル放送開始で他のキー局と同様に見られるようになった。・・・などが株主。」

2017年1月11日 <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/79297> による。

これはフェイクとヘイトの結びつきを示す好例。

その後、関西の放送局MBSが検証番組を放送。

③ フェイクニュースをフェイクであると見破るために

幅広い教養を・・・「原発は安全」という広告を疑うためには、少々の歴史的知識と科学的知識があれば十分（本間龍『原発プロパガンダ』岩波新書が興味深い）

メディア・リテラシー（「多様な形態のコミュニケーションにアクセスし、分析し、評価し、発信する能力」菅谷明子『メディア・リテラシー』岩波新書）を身につけること。メディアを学ぶことの重要性・・・紙面、放送時間等の限界、それにたずさわる人たちの能力の限界を考えると、常に取り上げられる事実は僅かであり、多くの事実が捨て去られること、事実の見方に偏りがあることなどの限界を抱えていること、つまり無意識に虚偽情報を流す可能性があることを認識しておく必要がある。ただし、今日問題となっているフェイクは、意識的に作られた虚偽情報である。

メディアによる、調査報道の重要性

④ 法的取扱い

ウソをつくこと一般を罰する法律はない。ただし、一定の場合には犯罪を構成することがある。例：刑法169条の偽証罪「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。」同様の規定が、議院証言法6条。

ただし、宣誓がなければ・・・「森友学園への国有地売却をめぐる財務省の公文書改ざん問題で、安倍政権が2017～18年に行った国会答弁のうち、事実と異なる答弁が計139回あることが24日、衆院調査局の調べでわかった。その多くは、保存されていた記録や資料を「廃棄した」「残っていない」と繰り返すもので、野党側は「事実上の虚偽答弁」とみている。」（朝日新聞2020年11月25日朝刊）

刑法233条の信用毀損及び業務妨害罪「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」

刑法230条の名誉毀損罪「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。」

（公共の利害に関する場合の特例）

第 230 条の 2 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。」

⑤ SNS におけるプラットフォーム事業者の責任

2) ヘイト・スピーチ規制

ヘイト・スピーチとは、

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（通称ヘイトスピーチ解消法）

「第 2 条 この法律において『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において『本邦外出身者』という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の第 3 章「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」第 12 条による、差別の例示

「(1) 本邦外出身者（法第 2 条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽せん動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにとえるなど、著しく侮辱するもの」

3) 政府言論（Government Speech）または政府がかかわる言論

① 政府言論とは・・広義には「言論市場に規制的手法でなく、直接発言者として、または助成といった間接的な手法を用いて参入してくる現象一般」（横大道聡『現代国家における表現の自由』弘文堂、2013 年より）

狭義には、「政府自身はその考えやメッセージを主張すること」を指すとされる（同上横大道）。政府は、その政策の選択にあたり、その正当性、妥当性を国民に理解してもらうために、自らそのことを説明しなければならない（説明責任）から、政府自身が様々な形で発信をおこなうことは、むしろ当然。

アメリカの判例理論を中心に展開されてきた理論

しかし、そうした政府自らの発信だけでなく、あるいはそうした政策に賛同する意見に助成し、逆にそれに反対する意見には援助を与えない、ということによって、特定の見解を優遇し、逆に反対の見解を冷遇する、ということありうる。これが広義の政府言論の問

題。

② 政府による特定の芸術や文化活動の優遇

- ・文化勲章、文化功労者、人間国宝、等々
- ・文科省選定映画、経産省「グッドデザイン商品選定制度」（1998年の民営化以前）等々

々

- ・文化財保護法による文化財認定とその保護
- ・文化庁からの各種補助金の交付

文化財補助金等

文化遺産を活用した地域活性化に係る取組への支援

伝統文化親子教室事業

伝統音楽普及促進支援事業

ふるさと文化財の森システム推進事業

NPO等による文化財建造物の管理活用事業

NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業

文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業

近現代建造物緊急重点調査事業

文化財多言語解説整備事業

観光拠点整備事業

Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業

文化遺産観光拠点充実事業

先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業

文化観光充実のため国指定等文化財磨き上げ事業

- ・自治体による「後援、協賛、指定」等々

このような政府による特定の文化ないしその表現への補助金支出は、多数に上る。それ自体は、悪いことではない。ただし、運用には注意が必要。

恣意的判断が入り込まないような仕組み、手続、透明性が必要。

③ 表現の際しての公的施設の提供

- ・地方自治法 242 条以下の「公の施設」
- ・都市公園法という都市公園
- ・博物館法という、博物館、美術館等
- ・道路や公共広場

④ 事例

ア 泉佐野市民会館事件

最高裁第三小法廷 1995（平7）年3月7日判決

大阪府泉佐野市の市民会館の使用不許可処分を、集会主催者（中核派）が争ったもの。対立セクトとの衝突が予想される中での会館使用申請の不許可は、その

イ 天皇コラージュ事件

名古屋高裁金沢支部 2000（平12）年2月16日判決

富山県立近代美術館が、収蔵していた連作版画を非公開とし、その後売却した事件。原告は、展示されることによる表現の自由が侵害されたとして国家賠償を求めた。裁判所は、

「公権力に対し、芸術家が自己の製作した作品を発表するための作為、たとえば、展覧会での展示、美術館による購入等を求める憲法上の権利を有するものではないといわなければならない」として、訴えを退けた。

ウ 図書館蔵書廃棄処分事件

最高裁第一小法廷 2005（平 17）7 月 14 日判決

船橋市図書館の職員が、独断で、図書館の資料除籍基準に合致しないにもかかわらず、それらの図書に対する否定的評価から 107 冊を廃棄処分したもの。最高裁は、「公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということが出来る。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当」とした。

エ 群馬の森追悼碑事件

前橋地裁 2018（平 30）年 2 月 14 日判決

県立公園内に設置されていた、戦時中に労務動員され、群馬県内で亡くなった朝鮮人労働者を追悼する追悼碑の設置許可の期間が満了したので、原告が公園管理者の知事に対し、設置期間の更新申請をしたところ、同知事から更新不許可処分を受けた事件。裁判所は、原告の表現の自由に基づく公園利用権は認めなかったが、不許可の際の裁量権行使に逸脱があるとして、更新不許可処分を取り消した。

オ 松原市市民健康まつり事件

大阪高裁 2017（平 29）年 7 月 14 日判決

都市公園の集会利用につき、市の協賛・後援がないとして不許可処分が行われた事件。裁判所は、市の協賛・後援がないことを理由とする不許可は違法と判断。

オ 9 条俳句事件

東京高裁 2018（平 30）年 5 月 18 日判決

梅雨空に 「九条守れ」の 女性デモ